重要事項説明書

(施設介護サービス利用契約書)

あなたに対する施設介護サービス提供開始にあたり、厚生省令39号第4条に基づいて当事業所があなたに説明すべき事項は、次のとおりです。

1. 事業者

法人名 社会福祉法人 福祉の森

法人所在地 広島県呉市川尻町西6丁目10-1

代表者氏名 銭谷 平

電話番号 0823-87-0280

2.ご利用施設

施設の種類 指定介護老人福祉施設 平成12年4月1日指定

広島県第3474000258号

施設の名称 特別養護老人ホーム 恵の海 施設の所在地 広島県呉市川尻町西6丁目10-1

施設長氏名 藤田 憲子

電話番号 0823-87-0280 FAX番号 0823-87-0282 開設年月日 平成7年9月1日

(同一敷地内事業所)

○短期入所生活介護事業 恵の海短期入所生活介護事業所

(指定短期入所生活介護事業所・指定介護予防短期入所生活介護事業所)

○通所介護事業 恵の海通所介護事業所

(指定通所介護事業所・総合事業通所型(独自))

○呉市地域相談センター 恵の海地域相談センター

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護者等からの相談に応じ適切な施設サービスを提供すること
施設運営の方針	可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう 配慮し援助に努める

4. 施設の概要

(1)建物

構造 鉄筋コンクリート4階建(耐火建築)

延床面積 全てが 935㎡ そのうちショートは 130.97㎡

利用定員 50名

(2)居室

居室の種類	室 数	面積	一人あたりの面積
個 室	4室	56.04 m²	14.01m²
2人部屋	3室(6床)	57.66㎡	9.61m²
4人部屋	11室(40床)	384.4m²	9.61m²

(3) その他の主な設備(特別養護老人ホームと共用)

		, = : ::::::	
設備の種類	数	面積	一人あたりの面積
食 堂	2室	84.50m²	1.69 m²
機能訓練室	1室	96.72m²	1. 93 m²
一般浴室	1室	33.52m²	
機械浴室	特殊浴槽台 2台		
便 所	13箇所		
医務室			

5. 職員体制(主たる職員)

, /	
従業者の種類	員数
施設長	1
介護支援専門員	1
生活相談員	1
介護職員	17
看護職員	3
機能訓練指導員	1
栄養士	1

6. サービス利用にあたっての留意事項

(1)面会時間

午前9時30分から午後5時30分

(2)金銭・貴重品の管理

現金や貴金属、時計などの貴重品・高額品は、紛失されても保証できませんので居室へのお持ち込みはご遠慮下さい。

(3) 外出•外泊

当該施設所定の用紙にご記入、ご提出下さい。

(4) 飲酒・喫煙

全館、飲酒・喫煙は禁止となっております。

(5) その他

施設内での営利行為や宗教の勧誘、政治活動などは禁止いたします。ペットのお持ち込み飼育はお断りします。火気の取り扱いは、禁止いたします。

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
食事の介助	栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況の配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。(但し、食材料費は給付対象外です。) 食事は、できるだけ離床して食堂でとっていただけるように配慮します。
及争07月切	食事時間 朝食 8:00~ 9:00 昼食 12:00~13:00 夕食 17:00~18:00
排泄の介助	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴の介助	週2回の入浴または清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方は機械を用いての入浴も可能です。
着替え等の介助	寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 生活のリズムを考えて、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。 シーツ交換は、週1回です。
機能訓練	入所者の状況に適合した機能訓練を行い、生活機能の維持・改善に努め ます。
健康管理	当施設の配置医師による健康管理や療養指導につきましては、介護保険給付サービスに含まれておりますが、それ以外の医療につきましては、他の医療機関による往診や入院により対応し、医療保険適用により別途自己負担をしていただくことになります。
看取り介護	入所者の重度化等に伴う医療のニーズの増大等に対応する観点から看護師の配置と夜間における 24 時間連絡体制を確保します。
相談及び援助	入所者及びそのご家族からの相談についても誠意をもって応じ、可能な 限り必要な援助を行うよう努めます。

(2) 個別サービス利用料

出納管理	1,000円/月
電気料金	800円/月
コピー代	10円/枚
電話料金	実費
日常生活費	実費
レクレーション・クラブ活動費	実費
理美容代	実費

特別養護老人ホーム 恵の海 施設サービス料金

2024.8.1~

従来型 個室 〔単位:円〕 合 計 1ケ月(31日) あたり 利用者 合 計 要介護度 -ビス提供 栄養マネジメン 居住費 食費 負担段階 (1日あたり) 制加算訓練加算 強化加算 加質Ⅱ 300 $1,\overline{339}$ 41,509 380 第1段階 480 390 1,529 47, 399 第2段階 要介護 589 880 2, 189 67,859 第3段階① 650 1 89,869 880 1,360 2,899 第3段階② 1,231 1,445 3,335 103, 385 第4段階 380 300 1,409 43,679 第1段階 1,599 49,569 480 390 第2段階 要介護 2,259 659 880 650 70,029 第3段階① 2 2,969 92,039 1,360 880 第3段階② 1,231 $1,\overline{445}$ 3,405 105,555 第4段階 45, 942 380 300 第1段階 1,482 480 51,832 390 1,672 第2段階 要介護 732 6 13 22 12 6 Π 880 2,332 72,292 650 第3段階① 3 $1,\overline{360}$ 94, 302 第3段階② 880 3,042 1,445 3,478 107,818 1,231 第4段階 300 1,552 380 48, 112 第1段階 480 390 1,742 54,002 第2段階 要介護 802 2,402 74, 462 880 650 第3段階⑴ 4 96,472 880 1,360 3, 112 第3段階② 第4段階 1,231 1,445 3,548 109,988 300 50,251 第1段階 380 1,621 480 390 56, 141 1,811 第2段階 要介護 871 880 650 2,471 76,601 第3段階① 5 880 1,360 3, 181 98,611 第3段階② 1,231 1,445 3,617 112, 127 第4段階 〔単位<u>:円〕</u> 従来型 多床室 <u>介護サービス</u> 基本料金 看護体制 看護体制 仮動体 ス費の1割 体 値別機能 サービス提供 栄養マネジメン 合 計 1ヶ月(31日) 利用者 合 計 要介護度 居住費 食 費 負担段階 (1日あたり) 制加算 訓練加算 強化加算 加算Ⅱ 0 300 959 29,729 第1段階 390 第2段階 430 1.479 45,849 要介護 589 430 1,739 53,909 650 第3段階① 1 430 1,360 2,449 75,919 第3段階② 第4段階 915 1,445 3,019 93,589 300 1,029 31,899 0 第1段階 390 430 48,019 1,549 第2段階 要介護 659 56,079 430 650 1,809 第3段階① 2 第3段階② 430 1,360 2,519 78,089 915 3,089 95,759 第4段階 1,445 0 300 1,102 34, 162 第1段階 50,282 430 390 1,622 第2段階 要介護 732 6 13 22 12 6 Ш 430 650 1,882 58, 342 第3段階① 3 430 2,592 80,352 第3段階② 1,360 915 1,445 3, 162 98,022 第4段階 0 300 1, 172 36, 332 第1段階 430 390 1,692 52,452 第2段階 要介護 802 1,952 第3段階① 430 650 60,512 2,662 430 1,360 82,522 第3段階② 915 3,232 $100, 1\overline{92}$ 第4段階 1,445 0 300 1,241 38,471 第1段階 430 390 1,761 54,591 第2段階 要介護 871 430 650 2,021 62,651第3段階① 5 430 1,360 2,731 84,661 第3段階② $3, \overline{301}$ 915 102,331 1.445 第4段階 個別機能訓練加算(II1日につき 12 単位 6 単位 看護体制加算(І) 1日につき 20 単位 個別機能訓練加算(Ⅱ 1月につき 看護体制加算(Ⅱ) 1日につき 13 単位 246 単位 3 単位/月 外泊時費用 月6日限度 褥瘡マネジメント加算([科学的介護推進体制加算(I) 40 単位/月 入所日から30日 30 単位 初期加算 以内1日につき 安全管理体制加算 20単位 入所時: ービス提供体制強化加算 6 単位/回 栄養ケアマネジメント強化加算 11 単位

6 単位/回

療養食加算(1日3食を限度,1食を1回とする

▮介護職員処遇改善加算 Ⅱ

従来型 個室

〔単位:円〕

	介護サービス費の2割									合 計	合 計
要介護度	基本料金	看護体制 加算 I	看護体制 加算Ⅱ	夜勤体 制加算	個別機能 訓練加算	サービス提供 強化加算	栄養マネジメント 強化加算	居住費	食 費	(1日あた り)	1ケ月(31日) あたり
要介護1	1,178									3, 994	123,814
要介護2	1,318									4, 134	128, 154
要介護3	1,464	12	26	44	24	12	22	1,231	1,445	4, 280	132,680
要介護4	1,604									4,420	137,020
要介護5	1,742									4, 558	141,298

従来型 多床室

〔単位:円〕

		介護サービス費の2割								合 計	合 計
要介護度	基本料金	看護体制 加算 I	看護体制 加算 Ⅱ	夜勤体 制加算	個別機能 訓練加算	サービス提供 強化加算	栄養マネジメント 強化加算	居住費	食 費	(1日あた り)	1ケ月(31日) あたり
要介護1	1,178									3,678	114,018
要介護2	1,318									3,818	118,358
要介護3	1,464	12	26	44	24	12	22	915	1,445	3, 964	122,884
要介護4	1,604									4, 104	127, 224
要介護5	1,742									4, 242	131,502

個別機能訓練加算(I)	1日につき	12	単位	看護体制加算(I)	1日につき	6	単位
個別機能訓練加算(Ⅱ)	1月につき	20 単位 看		看護体制加算(Ⅱ)	1日につき	13	単位
外泊時費用	月6日限度 246 単位		単位	褥瘡マネジメント加算(I)		3	単位/月
初期加算	入所日から30日	3.5554 3() 里位		科学的介護推進体制加算(1)		40	単位/月
加州加 昇	以内1日につき			安全管理体制加算		入所時:	20単位
栄養ケアマネジメント強化	11	単位	サービス提供体制強化加算 6 単位/回			単位/回	
療養食加算(1日3食を限)	6	単位/回	介護職員処遇改善加算〕	Ι			

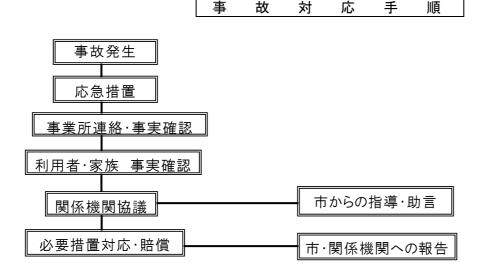
◆軽減制度などのご案内

(所得に応じて負担が軽減されます。)

負担段階	対 象 者
第1段階	生活保護受給者の方等。老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方
第2段階	世帯全員が市民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等
第3段階	世帯全員が市民税非課税で上記に該当しない方
第4段階	本人及び世帯のどなたかが市民税課税の方

7. 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、利用者に対する施設介護サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用 者の家族等に連絡を行うともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、利用者に対する施設介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠 償を速やかに行います。



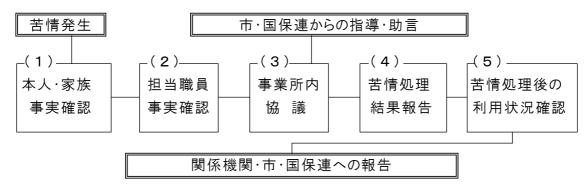
- 8. 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
 - (1)常設の窓口(連絡先)

特別養護老人ホーム 恵の海 責 任 者 :生活相談員 Tel (0823)87-0280

(2)円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制

市町村よりの指導、助言 国民健康保健連合会よりの助言

◎ 自らが提供した介護に対しての苦情 ◎ サービス提供事業者に対する苦情



(3) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

※事実確認のため現場責任者・介護職員へ確認し、対応検討する。

苦情処理が困難な場合、関係機関管理者・行政と協議のうえ、対応を検討する。迅速な処理を 行うためにも、本人・家族の同席によって処理内容について理解と同意を得るよう配慮する。

※各サービス提供機関のサービスの質の向上のためにも苦情内容等、事例内容を通し、接遇に ついての検討会を各関係機関担当者等と実施する。

9. 苦情等申立先

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

	広島県呉市川尻町西6丁目10-1
	責任者 生活相談員
┃ ┃ 特別養護老人ホーム 恵の海	受付時間 A.M 8:30~P.M 5:30
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	電話番号 (0823)87-0280
	苦情箱 3階事務カウンターに設置

公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

広島県国民健康保健団体連合会	広島県広島市中区東白島町19番49号 国保会館 受付時間 A.M 8:30~P.M 5:15 電話番号 (082)554-0783
呉市介護保険相談窓口	広島県呉市中央4丁目1番6号呉市役所新庁舎1階 電話番号 (0823)25-3136 受付時間 A.M 8:30~P.M 5:15

(4) 苦情申し立てる人

苦情申し立ては、施設との契約をされている方と話し合いをさせていただきます。

10. 協力医療機関

(1)協力医療機関

医療機関の名称	村尾医院	ごうはら歯科	
院長名	菊川 多鶴	里見 禎子	
所在地	呉市広文化町6-3	呉市郷原町野路の里1丁目17-6	
電話番号	0823-72-0123	0823-70-3060	
診療科	外科•内科	歯科	

(2) 協力入院医療機関

医療機関の名称	後藤病院
院長名	後藤 孝彦
所在地	呉市中央1丁目8番20号
電話番号	0823-23-1515
診療科	外科•整形外科

11. 事業者は、「身体拘束廃止委員会」を設置し、施設サービスの提供にあたっては、利用者等の生命または 身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとします。 12. 当施設に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

事業者は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練(うち1回は、夜間又は夜間想定訓練)を行います。

防火管理者	施 設 長
-------	-------

- 13. 事業者は、入所者の使用する食器その他設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療器具の管理を適正に行い、感染症が発生、蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとします。
- 14. 事業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- 15. 事業者は、入所者等の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するために、次にあげるとおり必要な措置を講じます。
 - (1)虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 生活相談員

- (2)虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っています。
- (3)虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行っています。
- (4)従業者に対し、虐待を防止するための研修を定期的に実施しています。
- 16. 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
- 17. 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

個 人 情 報 使 用 同 意 書

0	私(利用者及びその家族)	の個人情報については、	次に記載するところにより
	必要最小限の範囲内で使用	することに同意します。	

1. 使用する目的

利用者のための施設サービス計画にそって円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、介護支援専門員と行政・嘱託医・事業者との連絡調整当において必要な場合。

2. 使用する期間

令和 年 月 日から退所まで

3. 条件

- (1)個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

令和 年 月 日

特別養護老人ホーム 恵の海 殿

 [利用者]
 住所

 氏名
 印

 [利用者の家族]
 住所

 氏名
 印

 (利用者の家族)
 住所

 氏名
 印

 氏名
 印

重要事項の同意書

	説「	明年月	日	平成	年	月	日
事	Ī	所 在	地	広島県呉市	川尻町西 6	5 丁目 1 0 -	- 1
業者	1	事業	者 名	特別養護老人	ホーム 恵の	海	
	Ī	説 明	者				₽
		住	所				
利月	用者	, 	•••				
		氏	名				Ð
	_	住	所				
代理	里人	氏	名				Ħ

※ この同意書は、介護保険の給付対象者である本人の行為であることが必要であります。このため、代理人については、本人に代わって、この契約行為を行い得る者である必要があります。(代理人は、法定代理人または任意代理人であるかは問いませんが、任意代理人については、本人の意思や立場を理解し得る立場の者であることが望ましいです。)

(例えば、同居親族または、近縁の親族など)